

教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱について

1. 大綱の策定

地方公共団体の長は、国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌し、地域の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。

〔 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第1条の3 〕
（平成27年4月1日施行）

2. 大綱の定義

- ・大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではない。
- ・大綱が対象とする期間については、法律では定められていないが、地方公共団体の長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることを鑑み、4年～5年程度を想定している。

3. 大綱の記載事項

- ・主たる記載事項は、各地方公共団体の判断に委ねられているものであるが、主として、学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等、予算や条例等の地方公共団体の長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針が考えられる。

4. 大綱と地方教育振興基本計画との関係

- ・地方公共団体において、教育振興基本計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はない。